

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

大阪大学のアドミッション・ポリシーのもとに、高等司法研究科では、次の学生を求める。

- 1 法学以外の専門的知識を十分に修得し、または、社会において多様な知識を獲得し、経験を積んでおり、自らが設定する課題を探求しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生
- 2 法学の基礎的な学識を既に修得しており、自らが設定する課題を探求しようとする強い意欲と、厳格な成績評価・修了認定に耐えるだけの努力能力を備え、かつ、柔軟な発想のもとに「考える」という論理的プロセスを受け入れることができ、国際化による変化に対応しうる能力を有する学生

以上の能力の有無を判定するために、以下の選抜試験を行います。

1 法学未修者コース

一般選抜試験(法学未修者)と社会人や他学部・他学科卒業生を対象とする特別選抜試験(社会人等)を実施します。一次選抜として、学部の成績・志望理由書・適性試験の点数等による書類選考を行い、その合格者に対して、小論文試験や口述試験を課します。小論文試験も口述試験も法律知識を問うものではありません。

2 法学既修者コース

一般選抜試験(法学既修者)および特別選抜試験(法学部3年次生)を実施します。一次選抜として、学部の成績・志望理由書・適性試験の点数等による書類選考を行い、その合格者に対して、法律科目の論述式試験を課します。

機構使用欄

(2) 入学者選抜方法

| 区分 | 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等 | 機構使用欄 |
|-------|---|-------|
| 法学未修者 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別選抜(社会人等) 適性試験 40点、大学の成績 10点、面接 50点、合計 100点 出願者数が募集人員の3倍程度を超える場合には、書類選考により第一次選抜を行うことがある。その場合、募集人員の2~3倍程度を選抜する。 志望理由書は、第一次選抜の参考資料及び面接時の資料として用いる。 適性試験管理委員会から適性試験の成績の扱いについて何らかの発表があった場合には、これに従うものとする。 ・一般選抜 選抜試験と提出書類に基づき行う。 適性試験 20点、大学の成績 15点、志望理由書 15点、小論文 50点、合計 100点 出願者数が募集人員の5倍程度を超える場合には、書類選考により第一次選抜を行うことがある。その場合、募集人員の4~5倍程度を選抜する。 適性試験管理委員会から適性試験の成績の扱いについて何らかの発表があった場合には、これに従うものとする。 | |

| | |
|-------|--|
| 法学既修者 | <p>・一般選抜 選抜試験と提出書類に基づき行う。 法学既修者コースの入学者選抜にあたっては、書類審査、法律科目試験の成績により総合的に合否を判定するが、法律科目試験の一部の試験科目の成績が著しく劣っている場合には、総合得点にかかわらず、不合格となることがある。 適性試験 20点 大学の成績 15点、志望理由書 15点、 憲法 50点、行政法 50点、 民法 100点、商法 50点、民事訴訟法 50点、 刑法 50点、刑事訴訟法 50点 合計450点</p> <p>出願者数が募集人員の5倍程度を超える場合には、書類選考により第1次選抜を行うことがある。その場合、募集人員の4~5倍程度を選抜する。 適性試験管理委員会から適性試験の成績の扱いについて何らかの発表があった場合には、これに従うものとする。</p> <p>・特別選抜(法学部3年次生) 選抜試験と提出書類に基づき行う。 法学既修者コースの入学者選抜にあたっては、書類審査、法律科目試験の成績により総合的に合否を判定するが、法律科目試験の一部の試験科目の成績が著しく劣っている場合には、総合得点にかかわらず、不合格となることがある。 適性試験 20点 大学の成績 15点、志望理由書 15点、 憲法 50点、民法 100点、商法 50点、刑法 50点 合計300点</p> |
|-------|--|

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

| 区分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 | 平成25年度 | 機構使用欄 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------|
| 入学定員 | 80人(既修55人程度、未修25人程度) | 80人(既修50人程度、未修30人程度) | 80人(既修50人程度、未修30人程度) | 80人(既修50人程度、未修30人程度) | 80人(既修50人程度、未修30人程度) | |
| 志願者数 | 374 | 312 | 421 | 419 | 411 | |
| 受験者数 | 329 | 288 | 397 | 392 | 378 | |
| 合格者数 | 164 | 144 | 190 | 195 | 179 | |
| 競争倍率 | 2.00 | 2 | 2.08 | 2.01 | 2.11 | |
| 入学者数 | 52 | 50 | 81 | 80 | 91 | |
| 入学定員超過率 | 0.65 | 0.62 | 1.01 | 1 | 1.13 | |

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例: 入学定員30人(未修:20、既修:10))
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx 2.77$ となります。)

(4) 適性試験の運用方法

①合格者における適性試験の平均点及び最低点

| 区分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 機構使用欄 |
|---------------------|--------|--------|--------|-------|
| 合格者における 適性試験の平均点 | 206.6 | 217.3 | 219.5 | |
| 合格者における 適性試験の最低点 | 147 | 156 | 158 | |

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。

②入学者選抜における適性試験の取扱方針

入学者選抜において、適性試験の成績を選抜に利用している。
 出願資格について、適性試験の最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布表に基づき、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定し、研究科のホームページに速やかに公表する。
 適性試験管理委員会から適性試験の成績の扱いについて何らかの発表があった場合には、これに従うものとする。

機構使用欄

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。
 2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。

(5) 入学者選抜の改善

平成30年度入試において、法学部3年次飛び級資格者を対象とした法学既修者コース特別選抜枠を新設する。
 法曹を志望する若年優秀層の時間・学費の負担を軽減することにより、法科大学院志願者の増加を促すとともに、高大連携や学部早期卒業制度ともリンクした短期法曹養成のひとつのモデルを示すことができる」と考える。

機構使用欄

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。